

現場技術業務等における民間競争入札の概要

公共サービス改革基本方針(令和2年7月7日閣議決定)において民間競争入札の対象として選定された「国営土地改良事業等における現場技術業務」については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)の規定に基づき、令和3年度から複数年の契約期間で民間競争入札を実施しております。

本事業の更なる競争性改善のため、下記のとおり民間事業者が参入しやすい環境づくりの取組を実施しております。

- | | |
|-------|--|
| 令和3年度 | 競争参加資格の緩和(A等級のみでなくB等級も含める)
業務の複数年契約を導入 |
| 令和4年度 | 新たな事業タイプとして「事業促進型」を新設
日報・月報の廃止 |
| 令和5年度 | 主任技術者の資格要件緩和(同等の能力と経験を有する者の追加) |
| 令和6年度 | 管理技術者の資格要件緩和
(畑地かんがい技士、農業水利施設補修工事品質管理士の追加)
現場技術員の資格要件緩和(技術士、畑地かんがい技士の追加) |
| 令和7年度 | 現場技術員の資格要件緩和(技術士補の追加)
デジタル技術の活用(情報共有システムの利用、テレワークによる業務の実施) |
| 令和8年度 | デジタル技術の活用(遠隔確認による現地確認、Web会議による打合せの実施) |